

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項													
茨木保健所	<p>下記の行政財産について、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：茨木保健所</p> <table border="1" data-bbox="516 510 1614 808"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">所在地番</th> <th>公簿面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土地</td> <td>(誤)</td> <td>大阪府茨木市大住町109番10</td> <td>2,438.92㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(正)</td> <td>大阪府茨木市大住町109番10</td> <td>1,008.57㎡</td> </tr> <tr> <td>大阪府茨木市大住町109番11</td> <td>1,367.00㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地番		公簿面積	土地	(誤)	大阪府茨木市大住町109番10	2,438.92㎡	(正)	大阪府茨木市大住町109番10	1,008.57㎡	大阪府茨木市大住町109番11	1,367.00㎡	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (公有財産台帳) 第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。</p> </div>
種別	所在地番		公簿面積												
土地	(誤)	大阪府茨木市大住町109番10	2,438.92㎡												
	(正)	大阪府茨木市大住町109番10	1,008.57㎡												
		大阪府茨木市大住町109番11	1,367.00㎡												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）